

2026年4月15日

株主各位

東京都中央区明石町8番1号
三機工業株式会社
代表取締役社長 名古屋 和宏

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2026年2月27日開催の取締役会において、2026年5月1日（金）をもって当社普通株式1株を3株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2026年4月30日（木）と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年5月1日（金）付をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を192,945,000株から578,835,000株に変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

お知らせ及びご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、2026年6月上旬にお届けご住所にお送りする予定でございます。
- 2026年5月1日（金）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等又は特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1)住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。

(2)特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社

連絡先

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間 9:00～17:00（土日休日を除く）